

古賀市教育委員会交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が教育行政の円滑な運営を図るため、外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、その支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 弔慰 葬儀等における香典、生花、弔電に係るもの
- (2) 見舞 傷病、災害等による見舞に係るもの
- (3) 慶祝 記念行事、祝賀会等における御祝及び祝電に係るもの
- (4) 会費 会合、会議、懇談会への参加に係るもの
- (5) 賛助 各種団体の活動趣旨への賛同に係るもの
- (6) 贈答 来客や訪問先等への贈答に係るもの
- (7) 激励 個人又は団体が、予選を伴う全国大会等に出場する際の激励に係るもの
- (8) その他 前各号のいずれにも属さないもの

(支出対象)

第3条 交際費の支出対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、県費負担教職員、教育委員会の附属機関等の委員並びに教育委員会が補助金等を交付している個人及び団体については、弔慰、見舞その他教育長が特に必要と認めるものに限り対象とする。

- (1) 教育委員会の事務事業及び教育行政の円滑な運営に関係があるもの
- (2) 教育行政の進展に功績があったもの

(3) その他教育長が特に必要と認めるもの

(支出基準)

第4条 交際費は、その内容、対象及び金額が社会通念上相当と認められる範囲内となるよう留意し、別表に定める基準により支出するものとする。

(交際費の公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

(1) 支出区分

(2) 支出年月日

(3) 支出金額

(4) 支出内容等

2 交際費の公表は、当月分を翌月の15日までに、古賀市ホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。